

## 平成19年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

### 1 電子申請システムの利用促進及び継続可否の検討について

行政機関が扱う申請・届出等手続について、政府は、平成22年度までにオンライン利用率为50%以上にすると目標を掲げ、その利用促進を図っている。しかし、多額の経費をかけて開発・運用をしたそれらシステムには利用率为極めて低調なものも多く、重点手続として挙げられている71手続の中でも依然として利用率为1%に満たないものがある。例えば、自動車保有関係手続のワンストップサービスでは、その開発・運用に要した経費が総額65億円にも上る一方で、運用を開始した17年12月から20年6月までの利用率为わずか0.67%にとどまっている。

政府は、オンライン利用率目標の達成に向けて、利用者の利便性向上のためのシステム改善や周知活動の更なる実施に努めるとともに、費用対効果を十分検討し、各システムの継続の可否についても検討を行うべきである。

### 2 地域再生関連施策の実績額の取りまとめと交付金の決算書等の記載の工夫について

地方再生関連施策については、予算上、省庁横断的に多彩な施策が示されているが、その実績については、全体像が分かるように示されていない。例えば、地域再生法に基づいて地方公共団体に交付される地域再生基盤強化交付金は、予算上、内閣本府に一括計上された後、年度途中で執行省庁に移替えをされ、決算上では、内閣本府、農林水産本省、林野庁、水産庁、国土交通本省及び環境本省に計上される。このような交付金の予算、決算の計上の方法では、その対比が困難であり、予算の執行状況を容易に把握することはできない。

政府は、施策や予算の執行状況が国民に分かりやすい形で明示されるようにするため、地方再生関連施策の実績の全体像を取りまとめ、予算額と実績額を示すとともに、交付金については、その活用状況の一層明確な開示に向けて決算書等の記

載方法を工夫すべきである。

### 3 日本漢字能力検定協会及び日本農村情報システム協会の不適切な運営を踏まえた公益法人の指導監督について

文部科学省所管の財団法人日本漢字能力検定協会は、営利を目的としない公益法人であるにもかかわらず、年間7～8億円もの多額の利益を上げていた上に、前理事長等が役員を務める企業との不適切な取引を通じて協会の利益を不当に流出させ、前理事長等の逮捕に至る事態が生じた。また、農林水産省、総務省、経済産業省の3省が所管する社団法人日本農村情報システム協会は、同協会の基本財産4億円を所管府省の承認を得ることなく取り崩していた上に、債務超過状態にあることが明らかになった。これらの件に関して、所管府省である文部科学省及び農林水産省等の指導監督が不十分であったとの指摘がなされている。

政府は、所管公益法人に対し、関係法令にのっとり適切な運営がなされるよう厳正な指導監督を行うとともに、収益情報を始めとする財務状況の適確な把握及び必要に応じての指導をすべての所管府省に行わせるべきである。

### 4 地方自治体における国庫補助金等の経理等の適正化について

平成19年度決算検査報告において、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等について、会計検査をした12道府県のすべてで不適正な経理処理等による支出が明らかとなった。このような事態は、会計法令に抵触していることは言うまでもなく、公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

政府は、不適正な支出と認められる国庫補助金等について速やかに返還の措置を講ずるとともに、地方自治体に対して、会計経理の適正化について引き続き指導・助言の徹底を図るべきである。また、その監査制度について、監査委員の独立性の強化や監査能力の向上等監査機能の充実強化に向けて検討すべきである。

### 5 「かんぼの宿」等の施設の譲渡等における不透明な契約の是正について

日本郵政株式会社の所有・運営する「かんぼの宿」等の施設の譲渡に当たって、契約内容や契約手続、譲渡額等に不透明な点などがあるとして、本年4月、総務省は、16の問題点を指摘するとともに、日本郵政株式会社法に基づく監督上の命令を

発出する事態に至っている。また、旧日本郵政公社等が締結した譲渡等に関する契約において、譲渡後に当該施設が売却額を大きく上回る額で転売される事態が見られるなど、施設の譲渡等に関する契約内容の妥当性が疑問視される事態が相次いでいる。

政府は、日本郵政株式会社に対し、「かんぼの宿」等の施設の譲渡等に関する契約の締結に当たっては、公平性、透明性の確保等を図るよう対応させるべきである。

## 6 随意契約見直しにおける更なる競争性の向上について

政府による随意契約の適正化に向けた取組が進められた結果、平成19年12月までの競争性のない随意契約割合は、件数で49.6%、金額で58.1%と着実に減少している。しかし一方で、一般競争入札や企画競争に移行した契約における一者応札・応募は多く、天下り先公益法人・独立行政法人との間における随意契約割合も依然として高くなっている。また、独立行政法人における随意契約割合は、件数で74.4%、金額で75.1%と政府に比し20ポイント程度高くなっており、再委託率が50%以上となっている契約も多数ある。

政府は、競争性のある契約方式への移行が形の上だけにとどまることのないよう、民間参入を事実上締め出す不当な入札参加資格の見直し、一者応札・応募となった契約を精査し応募者を増やすための改善方策の検討・公表、天下り先法人との随意契約に係る透明性の確保等に取り組み、更なる競争性の向上に努めるとともに、独立行政法人に対しても一層の改善が図られるよう指導すべきである。

## 7 特別会計の剰余金及び積立金等の更なる活用等について

28特別会計全体における、平成19年度の剰余金総額は42.6兆円、19年度決算処理後の積立金・資金残高は204.9兆円と多額に上っている。

その内容を見ると、例えば、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、過年度の実績等を十分に考慮しないまま予算額が見積もられている等のため、予算額と実績額との間で乖離が生じ、不用額が継続的に発生している。また、外国為替資金特別会計においては、保有外貨資産が100兆円を超え、19年度の積立金残高が1ドル99円の水準で保有外貨資産に生じる為替評価損と同程度となる19.5兆円に達している一方、決算上の不足の補足のための使用実績は昭和34、35年度の合わ

せて3.3億円に過ぎない。

政府は、我が国の財政状況が、これまで目標としてきた23年度の基礎的財政収支の黒字化達成が不可能になるなど危機的状況にあることを踏まえ、各特別会計のリスク管理を含む財務の在り方を再検討するとともに剰余金及び積立金等の必要額を改めて検討し、一般会計への繰入れ等財政健全化のための更なる活用を図るべきである。

#### 8 農林水産省における無許可専従の実態解明と再発防止について

農林水産省における無許可専従事案に関して、平成20年4月1日時点における調査で142人に疑いがあることを確認していたにもかかわらず、最終的にその事実が公表されず、またその後、総務省において実施された無許可専従一斉点検においてもその実態が明らかにされなかった。

政府は、無許可専従に係る再調査を徹底的かつ早急に実施し、行為者及び関係者に対する厳格な処分及び行為者に支払われた給与の返還など適切な対応を行うとともに、このような事態が二度と起こることのないよう情報公開や組織体質の改善に真摯に取り組み、農林水産行政に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

#### 9 国直轄事業負担金の情報開示の徹底等について

国土交通省の直轄事業負担金に関し、地方自治体に対して十分な説明をすることなく、国道事務所等の庁舎の建て替え費用を含め、平成19年度は54か所に係る39億円、20年度は44か所に係る28億円を地方自治体に負担させていた。また、20年度における直轄事業の地方負担額の総額は9,711億円に上り、その中には、営繕宿舍費45億円、退職手当等の人件費575億円、事務費58億円が含まれていることや、維持管理費負担分が1,861億円、全体の19.2%を占めていること等も明らかになっている。

政府は、直轄事業負担金について、事業費明細の情報開示に向けた取組に着手しているが、今後更なる内容の充実に努めるとともに、負担の対象範囲の見直し、更には国と地方の役割分担を踏まえた事業の在り方を検討すべきである。